

令和7年度
おかえりプロモーション企画運営業務

業務仕様書

令和7年3月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度おかえりプロモーション企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）の提案に具体的な指針を示すものである。

1 本業務の目的

県就職マッチングサイト「シゴトバクラシバいわて」（以下、「シゴトバクラシバいわて」という。）による支援対象者やUターン就職者数を増やすため、帰省する県外在住の本県出身者に対して、「いわてで働く魅力」や「Uターン就職に関する支援体制・制度」などに関するプロモーションを実施し、本県へのUターンを力強く働きかける。

2 本業務の概要

(1) 業務の名称

令和7年度おかえりプロモーション企画運営業務

(2) 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで（予定）

(3) 主な業務

- ① Uターン促進に向けたPR活動
- ② Uターン促進に向けたウェブ広告による情報発信

(4) 委託上限額

3,528千円（消費税及び地方消費税を含む）

(5) 発信内容

- ① 岩手県へのUターン促進
- ② 「シゴトバクラシバいわて」の登録促進
- ③ 移住相談窓口や移住支援金等の支援体制・制度
- ④ 県主催移住フェア、U・Iターン就職フェア等のイベント情報
- ⑤ その他、県が実施する「シゴトバクラシバいわて新規登録プレゼントキャンペーン」（予定）の参加呼びかけ

(6) プロモーション実施時期

多くの帰省者が来県するシーズンに実施する。なお、具体的な実施時期は県と協議のうえ決定するものとする。

3 本業務の範囲

本業務の範囲は次のとおりとする。

(1) Uターン促進に向けたPR活動

① 業務の概要

帰省者に対して、本県へのUターンを働きかけるため、帰省者が多く集まる施設等への広告掲出や、帰省者に直接アプローチできるUターンPRブースを設置し、Uターンについて働きかけるとともに、「シゴトバクラシバいわて」の登録促進を行う。

② 業務内容

ア UターンPRブースは、2日間以上設置することとし、ブースには必要な装飾を行うこと。なお、提案にあたっては、ブースの設置場所や集客方法、「シゴトバクラシバいわて」への多くの登録につながる効果的な方法について示すこと。

イ 施設等への広告掲出については、一定期間実施することとし、設置及び撤去まで含むものとする。

ウ 製作する広告物（ポスターやフライヤー、サイン等）については、帰省者にUターンを想起させるデザインとすることとし、ポスター及びフライヤーを必ず含めること。作成部数は、ポスターは60部程度、フライヤーは3,000部程度を想定しているが、詳細については、契約後、県と協議のうえ、決定すること。なお、提案にあたっては、そのデザイン及び形状、掲出場所等について具体的に示すこと。

エ 上記以外の業務が発生する場合は、県と受託者において協議のうえ決定する。

(2) ウェブ広告による情報発信

① 業務概要

主に首都圏在住の移住や転職を考えている社会人層に対して「シゴトバクラシバいわて」の認知度を向上させ、利用登録につなげるためのウェブプロモーションを実施する。

② 業務内容

ア 「シゴトバクラシバいわて」の認知度を向上させ、利用登録につながる効果的なウェブ広告（各種ウェブ・SNS広告等）を製作し、配信、運用を行うこと。

イ 本広告については、県が実施予定の「シゴトバクラシバいわて登録促進プレゼントキャンペーン」と連動した情報発信を行うこと。

ウ 提案にあたっては、ウェブプロモーション全体の戦略的な設計、クリエイティブ、プロモーション手法、実施時期、クリック数や登録数などの成果予測及びプレゼントキャンペーンとの連動性等について、具体的に提案すること。

(3) 自由提案

その他、Uターン促進につながる効果的な方法について、予算額の範囲内で自由に提案にすること。

(4) 効果分析・実績報告

事業終了後、速やかに次の内容を含めた報告書を1部作成し提出すること。

ア 事業概要

イ 事業の実績

ウ 収支報告書

エ 本事業で作成した資料一式

オ 本事業による広告効果等の測定・分析結果

カ 次年度以降の改善案

キ その他県が指示するもの

(5) 数値目標

本事業による「シゴトバクラシバいわて」の新規登録者数 265 名以上を目指して取組を進めること。

(6) 留意事項

- ① 県が独自で実施する「シゴトバクラシバいわて登録促進プレゼントキャンペーン（内容：シゴトバクラシバいわて新規登録者の中から抽選で景品をプレゼント（予定）」の事務局は、県定住推進・雇用労働室に設置するものとし、問い合わせ等への対応や、プレゼント発送等の当該キャンペーンに係る経費負担は県が担当する。
- ② 本事業は同時期に開催する県や他団体主催の事業と連携して実施することとする。
- ③ 各業務や各種広告物等については、原則として 1 回以上、県と協議する場を設けること。

4 企画提案書の構成

参加者は、下記の提案項目について必要な書類を作成し、提案すること。

- (1) 上記「3 業務の仕様に関する事項」に定める業務の内容に係る企画等の提案
- (2) 本業務の実施に要する費用を明らかにした費用積算内訳書
※ 費用積算内訳書については、積算した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって積算額とするので、参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、積算した金額の 100 分の 110 に相当する金額を費用積算内訳書に記載すること。
- (3) 会社の概要書（名称、所在地、代表者氏名、主な実績）
- (4) 事業全体の実施スケジュール、実施体制

5 企画提案書の書式等

- (1) 企画提案書は、やむを得ないものを除き、原則、縦 A 4 判左綴じ又は横 A 4 判上綴じにまとめることとし、10 部提出すること。
- (2) 提出する企画提案は各者 1 案までとする。
- (3) 提案書提出後の追加、修正は原則認めない。
- (4) 提案書等の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず提案者の負担とする。また、提出した企画提案書等については返却しない。

6 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ① 受託者は、本業務の全部又は本業務の企画若しくは制作等のうち監理業務部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- ② 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で報告しなければならない。

(2) 再委託の相手方

受託者は、上記「(1) 再委託等の制限」①により本業務の一部を第三者に委託する場合は、その相手方を、岩手県内に主たる営業所を有する者の中から選定するように努めなければならない。

(3) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

① 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

② 県は、上記「(1) 再委託等の制限」②により受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

③ 受託者は、上記①、②による請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(4) 権利の帰属等

本業務の実施により制作された成果物及び資料又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、原則として委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとするが、その詳細については、県及び受託者間で協議の上、別途契約書により定めるものとする。

(5) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三者に開示、漏えいしてはならない。契約終了後もまた同様とする。

(6) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例（平成 13 年岩手県条例第 7 号）を遵守しなければならない。

(7) その他

この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

7 その他

(1) 本事業は、国の交付金を活用して実施することから、会計検査による実地検査の対象となること。

(2) 特定の個人への飲食費・販促品提供費の支給などそれに類する経費については、本委託料の対象外となること。

(3) この業務仕様書により難い事情が生じたとき、又はこの業務仕様書に疑義が生じたときは、県と受託者が協議して定めるものとする。